

令和8年度 事業計画

I 法人を取り巻く環境及び方針

障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある中で、福祉ニーズの複雑化や多様化、災害や感染症などの危機管理、働き方改革や人材確保など、社会福祉法人を取り巻く環境は厳しく、様々な課題が横たわっています。

当法人では、これら諸課題に対応するため、事業の質の向上や効率化、地域との連携や協働、経営の透明性や安定性などを常に念頭に置き、引き続き検討・対応してまいります。

特に、人材確保やその定着が喫緊の課題となっている中、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供するためには、人材確保を進めるとともに、処遇改善をはじめ、職場環境の改善、魅力発信などに引き続き取り組み、職員一人ひとりのやりがいをもっと高め、定着につなげる必要があります。また、職員（パート職員除く。）の年齢構成は、60代以上が35%、50代が31%と、高年齢者が全体の約3分の2を占めており、当法人の継続的・安定的な運営を図るためには、若手・中堅の人材を早急に確保・育成し、将来の新陳代謝に備える必要があります。

さらに、本年1月に月津町に移転したサービスセンターおおぞらの建設に係る借入資金の返済に加え、狭隘な法人本部や老朽化したサービスセンターいとまち等を整備するためにも、今後より一層の経営基盤の強化を図る必要があります。

法人の使命は、本人たちが、地域社会において安心して豊かで自立した生活を送ることができるよう支援することであり、様々な課題が直面する中でも、経営基盤の強化を図りつつ、職員の資質向上に取り組み、充実したサービスの提供に努めます。

II 事業所別のサービス計画

1 拠点さくら

こまつ障がい者総合相談支援センター

〔こまつ障害者就業・生活支援センター〕

実施事業	サービス内容
障害者就業・生活支援センター	国の就業支援、県の生活支援、小松市のはたらく障害者支援事業などの委託・補助により、ハローワーク、石川障害者職業センター、福祉施設、その他関係機関との連携のもと障がいのある人に就労支援、生活支援を行う。 [就労支援] ・求職活動、職場定着など就業に関する相談 ・職業準備訓練、職場実習のあっせん ・事業所に対する障がい者の雇用管理にかかる助言 ・関係機関との連絡調整 [生活支援] ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、人間関係などの日常生活に関する助言 ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言 ・関係機関との連絡調整

[相談支援事業所こまつ]

実施事業	サービス内容
一般相談支援	相談支援専門員が地域移行及び地域定着のため、地域で生活するうえで必要となる支援並びにさまざまな基本相談を行う。
特定相談支援	相談支援専門員が障がい福祉サービス利用及び継続サービス利用についての支援並びにさまざまな基本相談を行う。
障害児相談支援	相談支援専門員が障がい児について福祉サービス利用及び継続サービス利用についての支援並びにさまざまな基本相談を行う。
その他	小松市障害者自立支援協議会の運営について、事務局への協力及び会議への参加等を行う。 小松市から、地域生活支援拠点事業の委託を受け「障がい者相談支援センター」における相談支援体制の 24 時間対応の業務及び連携支援会議の出席等を行う。 小松市から基幹相談センターの委託を受け、交代制（火曜日・木曜日）で同センターにて相談業務を担う。 石川県相談支援専門員協会からの委託を受け、被災地支援に参加する。

2 拠点あしだ

実施事業	定員	サービス内容	主な活動	行事等
生活介護	20 人	QOL（生活の質）の向上を目指し、日常生活支援を行うほか、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともにコミュニケーションの手段を広げながら本人による意思決定の支援を行う。	・健康作り（ウォーキング、ストレッチなど） ・余暇活動（調理実習、おやつ作り、買い物、音楽の集い、お茶会など） ・創作的活動（絵画、手芸など） ・生産活動（箱折り、角当て、缶バッチ作りなど）	社会見学、親子旅行、誕生会、季節行事（花見、クリスマス会など）
就労継続支援B型	20 人	一般就労に向けての支援や生産活動の機会の提供を行う。また、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援を行うとともに、自立した社会生活をめざす生活改善の手助けを行う。	・生産活動（箱折り、エコステーションの運営、飲料容器回収、ぼかし作り、ハーネスの組立） ・健康作り（ストレッチ、ウォーキング、軽スポーツ、体操等） ・余暇活動（調理、買い物、音楽の集い、集団でのゲームレクリエーション等） ・創作的活動	旅行、社会見学、誕生会、外食、福祉ふれあいフェスティバル・石川県障害者スポーツ大会参加など
日中一時支援	—	日中の活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な支援を行う。	利用者の個々の状況に合わせ、他の利用者と一緒に活動する。	可能なものについて他サービス利用者と共に参加

○ サービス提供日時／月曜日～金曜日、月 1 回土曜日の午前 9 時～午後 4 時（祝日、8 月 14 日～16 日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く。）

○ その他／会議室を福祉関係の団体や地域の活動に開放する。

3 拠点いとまち

実施事業	定員	サービス内容	主な活動	行事等
児童発達支援		障害のある幼児に対し、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行う。	- 日常生活における基本的な動作の訓練・指導（手洗い、うがい、排せつ、衣服の着脱など） - 保育園その他関係機関との情報交換 ※保護者と一緒に子どもの療育を考え実践（親子通所）	
放課後等デイサービス	10人	小中学校、高校に就学している障害のある児童に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	- 日常生活における基本的な動作の訓練・指導（手洗い、うがい、排せつ、衣服の着脱など） - 集団生活の適応訓練（あいさつ、コミュニケーション、ルール、生活マナーの指導など）	クッキング、地域との交流、お出かけ、制作、ビデオ鑑賞、音楽会、誕生会、食事会、買物体験などの社会体験、避難訓練など
日中一時支援	—	日中の活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な支援を行う。	利用者の個々の状況に合わせ、他の利用者と一緒に活動する。（生活マナー、社会のルールを守り、不安なく過ごす。）	

○ サービス提供日時／月曜日～土曜日（祝日、第5土曜日、8月14日～16日、12月29日～翌年1月3日を除く。）の午前9時～午後5時（延長支援の場合は、午後6時30分まで。）

4 拠点おおぞら

実施事業	定員	サービス内容	主な活動	行事等
生活介護	20人	QOL（生活の質）の向上を目指し、日常生活支援を行うほか、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともにコミュニケーションの手段を広げながら本人による意思決定の支援を行う。	- 健康づくり（ウォーキング、ニュースポーツ体験など） - 余暇活動（音楽教室、調理実習、おやつ作りなど） - 創作的活動（工作など） - 生産活動（箱折り、ペットボトルのラベルはがしなど）	社会見学、誕生会、季節行事（花見、七夕、夏祭り、クリスマス会、節分など）
日中一時支援	—	日中の活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な支援を行う。	利用者の個々の状況に合わせ、他の利用者と一緒に活動する。	

○ サービス提供日時／月曜日～金曜日、月1回土曜日の午前9時～午後4時（祝日、8月14日～16日、12月29日～1月3日を除く。）

5 拠点ふれんど

実施事業	定員	サービス内容	主な活動	行事等
児童発達支援	10 人	障害のある幼児に対し、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行う。	・日常生活における基本的な動作の訓練・指導（手洗い、うがい、排せつ、衣服の着脱など） ・保育園その他関係機関との情報交換 ※保護者と一緒に子どもの療育を考え実践（親子通所）	
放課後等デイサービス		小中学校、高校に就学している障害のある児童に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	・日常生活における基本的な動作の訓練・指導（手洗い、うがい、排せつ、衣服の着脱など） ・集団生活の適応訓練（あいさつ、コミュニケーション、ルール、生活マナーの指導など）	クッキング、地域との交流、お出かけ、制作、ビデオ鑑賞、音楽会、誕生会、食事会、買物体験などの社会体験、避難訓練など
日中一時支援	—	日中の活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な支援を行う。	利用者の個々の状況に合わせ、他の利用者と一緒に活動する。（生活マナー、社会のルールを守り、不安なく過ごす。）	

○ サービス提供日時／月曜日～金曜日（祝日、8月14日～16日、12月29日～翌年1月3日を除く。）の午前9時～午後5時（延長支援の場合は、午後6時30分まで。）